**白川町保健技術者養成修学資金貸付制度について**

この制度は、将来白川町内で保健技術職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）として勤務しようとする方に対し、修学に必要な資金の貸付をもって免許の取得を支援し、その人材の確保を目的としています。

**＜保健技術者とは＞**

　保健師・助産師・看護師・准看護師

**＜対象者＞**

　白川町内に住所を有する方で、以下の養成学校に修学する方

　　(1)准看護学校

　　(2)保健師・助産師・看護師養成所（専門学校）

　　(3)看護系大学

**＜貸付金額＞**　　　無利息

|  |  |
| --- | --- |
| 学　校　種　別 | 金　　額 |
| (1)准看護学校 | 月額　2万円以内 |
| (2)保健師・助産師・看護師養成所（専門学校） | 月額　3万円以内 |
| (3)看護系大学 | 月額　4万円以内 |

**＜貸付期間＞**

　修学資金の貸付が決定された日の属する月から卒業する日の属する月まで

**＜貸付の申請＞**

　以下の書類をそろえて保健福祉課保健係に提出してください。

　　　・修学資金貸付申請書　（別記第1号様式）

　　　・履歴書

　　　・在学証明書

　　　・学校長の推薦書

　　　・戸籍謄本

　　　・健康診断書（レントゲン所見のあるもの）

　　　・成績証明書（1年生に在学する方は入学直前に卒業した学校の成績証明書）

　　　・家庭状況調書

**＜返還＞**

　以下の理由が生じた場合には、生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付を受けた期間の3分の1に相当する期間内に毎月均等返還の方法により返還しなければなりません。

　　　・修学資金の取り消しが決定された場合

　　　・貸付を受けた方が、養成学校を卒業後、ただちに白川町又は、白川町内医療機関等の職員とならなかったとき

　　　・貸付を受けた方が、白川町又は、白川町内医療機関等の職員となった後に死亡し、又は保健技術職員でなくなったとき

　　　・貸付を受けた方が、白川町又は、白川町内医療機関等の職員となった日から起算して、2年以内に保健技術職員とならなかったとき

　以下の場合は返還を免除し、修学資金を修学のために給付したものとします。

　　　・養成学校を卒業した後、ただちに白川町又は、白川町内医療機関等の職員となり、かつ引き続き在職する期間のうち、保健技術者となった期間が、修学資金の貸付を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき（但し、白川町又は、白川町内医療機関等の職員となった日から2年以内に保健技術職員となった場合に限る）

　　　・在職期間中に勤務により死亡し、又は勤務に起因する心身の故障のために免職されたとき

**＜注意事項＞**

　以下の場合には貸付を停止します。

・退学したとき

　・疾病などにより成業の見込みがないと判断されるとき

　・学業成績又は性行が著しく不良と認められるとき

　・修学資金の貸付を受けることを辞退したとき

　・高等学校を卒業した後養成学校へ入学しないとき

　・准看後学校を卒業した後4年以内に養成学校へ入学しないとき

　・その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがないとき

　以下の場合にはすみやかに届け出をしてください。

　　　・氏名・住所を変更したとき

　　　・退学しようとするとき

　　　・修学できないような心身の故障を生じたとき

　　　・休学や、停学処分を受けたとき

　　　・復学したとき

　　　・保証人の氏名・住所もしくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡するなど、保証人として適当でなくなったとき

　　　・修学に関し、他の資金の貸付又は支給を受けたとき